

いつもお疲れさまです。
事故には、十分注意してくださいね。

業務中の事故は、会社の保険が
相手の損害を補償してくれるので安心です。
でも、業務以外は個人的に
保険には加入していませんけど・・・

それ、条例違反です！

事故で相手にケガをさせた場合、大きな責任を問われるかもしれません！

自転車安全利用条例により、自転車保険に
加入しなければなりません！



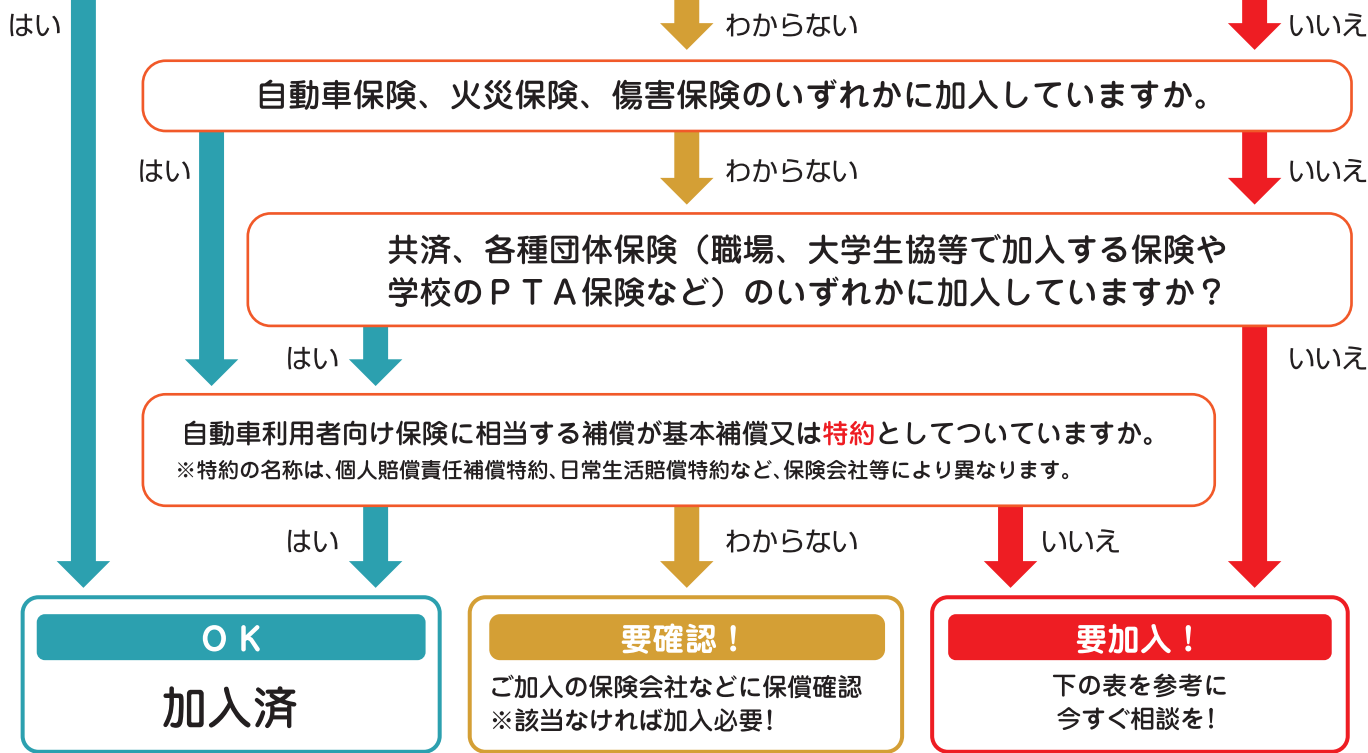
愛媛県
イメージアップキャラクター

みきゃん

愛媛県 消防防災安全課 / 日本損害保険協会四国支部

自転車損害保険等の加入状況チェックシート

自転車利用中の事故により他人にケガをさせてしまった場合などに備え、相手の生命、身体又は財産の損害を補償できる保険（下の表参照）に加入していますか？



自転車損害保険等の種類一覧

保険の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車利用者向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険等の特約	傷害保険等の特約で付帯した保険
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	PTAの保険	PTAや学校が窓口となる保険
共 済		こくみん共済(全労済)、市民共済など
TSマーク付帯保険		自転車の車体に付帯した保険

自転車の交通ルール・マナーを守ろう！

①自分自身を守るために

ヘルメットを着用しましょう

②他人を傷つけないために

自転車利用中の違反行為をしない

③自転車は車の仲間

自転車は、道路交通法では「軽車両」＝車の仲間です

